

主な協会保証制度 他

(平成21年5月11日現在)

制度の特徴	制度名(略称)	融資対象	融資限度額	資金使途・貸付期間	利率(年利)	連帯保証人	物的担保																					
小規模企業者への安定的な資金調達のための保証	小口零細企業保証 全国小口	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第2項に定める小規模企業者 ①常時使用する従業員の数が製造業等20人(商業・サービス業では5人)以下で、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う事業者 ②事業協同小組合で、特定事業を行う事業者又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う事業者 ③特定事業を行う企業組合で、その事業に従事する従業員の数が20人以下の事業者 ④特定事業を行う協業組合で、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者 ⑤医業を主たる事業とする法人で、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者(上記①から④に掲げる事業者を除く。)	1,250万円 ※全国の保証付融資残高(または融資極度額)との合計が1,250万円以下となる必要があります	事業資金 証書貸付 10年以内 (据置期間1年以内を含む) 手形貸付 1年以内 手形割引 6ヵ月以内	金融機関所定の利率	法人…原則として代表者	原則として無担保																					
原材料価格等の高騰により、業況が悪化している中小企業の資金繰りを支援するための保証	原材料価格高騰対応等緊急保証制度 全国緊急	セーフティネット保証(5号)に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者及び組合	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 証書貸付 10年以内 (据置期間2年以内を含む) 手形貸付 1年以内		個人…原則として不要 組合…原則として代表理事	必要に応じ																					
季節的な事業資金に対する保証	季節資金特別保証 季節	次の条件を全て満たす中小企業者及び組合 ①業歴3年以上 ②法人の場合は、直近の決算において「経常利益」を計上、個人の場合は直近の確定申告において「所得金額」があること	1企業・1組合 1,000万円	運転 6ヵ月以内		原則として無担保																						
長期の事業資金に対する保証	長期経営資金保証 長経	次のいずれかに該当する中小企業者 ①業歴3年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、最近2年間の決算において利益を計上し、債務超過でない ②業歴5年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており、繰越欠損がない ③前各号に準ずるもので債務超過でなく当期利益計上見込み(次のいずれかに該当するものは③号要件として取扱う) 1. 申込人の所有する不動産の時価評価額合計に対する担保設定額の合計が70%以内 2. 申込人の正味資産が2億円以上 3. 工場、事務所、賃貸用の建物・構築物等の建設または購入資金であって今後とも利益計上見込み 4. 保証を3年以上継続して利用しており、3,000万円以上の残高実績がある	原則として 3,000万円以上2億円以内 100万円単位	運転 原則として 5年以上15年以内 (据置期間6ヵ月以内を含む) 設備 原則として 5年以上20年以内 (据置期間6ヵ月以内を含む)	法人…原則として代表者 個人…原則として不要	不動産担保を要します																						
極度を設定し簡便迅速な資金調達をするための保証	当座貸越根保証	無担保当座貸越根保証 当貸ホップ	次の各要件を全て満たす中小企業者(個人事業者を除く) ①業歴3年以上で、申込金融機関との与信取引が原則として1年以上 ②直近の決算において次の要件に全て該当するもの 1. 自己資本比率が15%以上であること 2. インタレスト・ガバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること 3. 売上高が1億円以上であること	100万円以上3,000万円以内	事業資金 2年以内	法人…原則として代表者	不要																					
		貸付専用型 当貸1	同一事業3年以上で2期以上の申告(決算)を行っており、申込金融機関と6ヵ月以上の与信取引がある中小企業者及び組合(組合は企業組合、協業組合に限る)で次のいずれかに該当する方(個人)①保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以内 ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得が300万円以上を計上し、自己名義の不動産(自宅・店舗等)がある ③確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得が100万円以上を計上し、不動産等物的担保提供がある (法人)保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以内	100万円以上2億8,000万円以内	事業資金 1年または2年	法人…原則として代表者 個人…原則として不要	5,000万円超必要 不要																					
		事業者カードローン 当貸2	同一事業3年以上で2期以上の申告(決算)を行っており、申込金融機関と6ヵ月以上の与信取引がある中小企業者及び組合(組合は企業組合、協業組合に限る)で次のいずれかに該当する方(個人)①保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以内 ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する (法人)保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以内	100万円以上2,000万円以内		組合…原則として代表理事	原則として、借換を行う既存の保証条件と同じ 原則として、借換を行う既存の保証条件と同じ。返済資金以外の新規融資を含む場合は、通常の借入れに対する保証条件と同じ																					
既存借入金を借り換え又は一本化することで資金繰りを安定させるための保証	資金繰り円滑化借換保証	資金繰り1	次の各要件を満たす中小企業者及び組合 ①保証申込時点において、安定化、安定化S、安定化Vの既存借入金の残高があること ②経営安定関連保証を利用する場合は、適切な事業計画を有していること ③経営安定関連保証を利用する場合は、信用保険法第2条第4項各号の区市町村長の認定書を有すること	左記①の借入金残高 (資金繰り1、資金繰り2)の融資残高を含みます)	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む)	不要	原則として、借換を行う既存の保証条件と同じ																					
		資金繰り2		1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円																								
		資金繰り3																										
		資金繰り4																										
資本市場からの資金調達を円滑にするための保証	特定社債保証 私券債	次の(1)~(3)について、①の要件を満たす中小企業で、②または③のいずれかを満たし、かつ④または⑤のいずれかを満たす方		発行最高限度額5億6,000万円 (保証金額4億4,800万円) *1回の最低発行額3,000万円	事業資金 2年以上7年以内	社債利息、発行費用等は申込金融機関に確認してください	不要	必要に応じ																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準(1)</th> <th>基準(2)</th> <th>基準(3)</th> <th>充足要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①純資産額</td> <td>5千万円以上3億円未満</td> <td>3億円以上5億円未満</td> <td>5億円以上</td> <td>必須条件</td> </tr> <tr> <td>②自己資本比率</td> <td>2.0%以上</td> <td>2.0%以上</td> <td>1.5%以上</td> <td rowspan="2">②と③のどちらか充足</td> </tr> <tr> <td>③純資産倍率</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> </tr> <tr> <td>④使用総資本事業利益率</td> <td>1.0%以上</td> <td>1.0%以上</td> <td>5%以上</td> <td rowspan="2">④と⑤のどちらか充足</td> </tr> <tr> <td>⑤インタレスト・ガバレッジ・レーシオ</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.0倍以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目						基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件	①純資産額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須条件	②自己資本比率	2.0%以上	2.0%以上	1.5%以上	②と③のどちらか充足	③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	④使用総資本事業利益率	1.0%以上
項目	基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件																								
①純資産額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須条件																								
②自己資本比率	2.0%以上	2.0%以上	1.5%以上	②と③のどちらか充足																								
③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																									
④使用総資本事業利益率	1.0%以上	1.0%以上	5%以上	④と⑤のどちらか充足																								
⑤インタレスト・ガバレッジ・レーシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																									
主力取引金融機関・中小企業再生支援協議会の指導の下、経営改善を図っている中小企業者に対する保証	東京再生サポート保証 再生サポート	申込金融機関(申込人に対する貸付金等の与信シェアが、原則として50%以上ある金融機関に限る)から、企業再生に向けた取引の支援が得られる中小企業者(個人を除く)で、次のすべての要件を満たすもの ①中小企業再生支援協議会の支援により策定された経営改善計画または申込金融機関等の指導により策定された経営改善計画に基づき、適切な経営改善を実施することにより企業再生が見込まれること ②原則として最近3年間のいずれかの決算において営業利益を計上しており、事業構造の再構築により将来的に収益改善が期待できること ③経営者等が企業再生に向けて真摯に取り組む姿勢を有し、取引金融機関、信用保証協会に対して経営上の情報開示に積極的であること	1企業 5,000万円	運転 5年以内 (据置期間1年以内を含む) 設備 7年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関所定の利率	法人…原則として代表者	原則として無担保																					